

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第34号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
委任等を受け る事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になる べき者	現金取扱員に なるべき者	物品取扱員と なるべき者	審査補助員と なるべき者
(略)				
四日市公害と 環境未来館	副館長		所属の長が指 名した庶務担 当の係長相当 職以上の職員	所属の長が指 名した庶務担 当の係長相当 職以上の職員
食肉センター 食肉地方卸売 市場	農水振興課長	場長	場長	場長
(略)				
三浜文化会館	文化振興課長	所属の長が指 名した庶務担 当の係長相当 職以上の職員		
楠交流会館	市民生活課長			
市政情報セン ター	総務課長			
市民・消費生	市民生活課長			

活相談室				
小学校	校長		校長が指名した学校事務員	校長が指名した学校事務員
(略)				

改正前				
別表第1（第4条の3及び第4条の5関係）				
委任等を受け る事務の範囲	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
	(略)			
設置箇所	出納員になるべき者	現金取扱員になるべき者	物品取扱員となるべき者	審査補助員となるべき者
(略)				
四日市公害と 環境未来館	副館長		所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員
多文化共生推進室	市民生活課長	室長		
食肉センター 食肉地方卸売市場	農水振興課長	場長	場長	場長
(略)				
三浜文化会館	文化振興課長	所属の長が指名した庶務担当の係長相当職以上の職員		
小学校	校長		校長が指名した学校事務員	校長が指名した学校事務員
(略)				

附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。

(会計管理室)